

財政規律と財政民主主義 —民意の多様化と財政再建両立のために求められる 民主主義市民社会の財政インフラの構築—

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員
河 村 小百合

現下の政治情勢

2025年10月22日、わが国初の女性首相となった高市早苗政権が発足した。新政権誕生に至る経緯を振り返れば、約1年前の2024年10月に発足した自由民主党・公明党連立の石破茂政権は、発足直後の解散を受けての衆議院議員選挙で敗北し、衆議院で“少数与党”状態に陥った。その後、2025年6月の東京都議会議員選挙、続く7月の参議院議員選挙でも石破政権は立て続けに敗北し、参議院でも“少数与党”状態に陥ることとなった。国政選挙等での相次ぐ敗北を受け、10月4日には自由民主党の総裁選挙が実施され、高市早苗氏が新総裁に就任した。もっとも、その翌週には、これまで26年間にわたる連立関係にあった公明党が連立を離脱することを表明した。その後自由民主党は、新たに日本維新の会から、“閣外協力”的形で政権に協力する合意を取り付け、10月21日に開会した臨時国会での首班指名で日本維新の会は高市氏に投票し、高市政権の発足に至っている。

第217回国会における予算の国会修正

このような政治情勢の展開を受け、2025年入り後のわが国の予算決定プロセスを振り返れば大きな変化が生じ、実に29年振りに予算の“国会修正”が行われることとなった。2025年度当初予算が審議された第217回国会においては、先議した衆議院でまず修正が行われた。しかし、続く参議院でもさらなる修

正が可決されたため、参議院による修正部分が再度、衆議院に回付されたうえで同意され、前年度末ギリギリの2025年3月31日に成立した。衆参両院で予算の“国会修正”が行われたのは、わが国では初めてのことであった。

具体的には、次のような内容の修正が順次行われた（図表1）。

まず衆議院では、一般会計予算の歳出については、一部野党の主張等を受け容れ、いわゆる高校無償化関係の1,064億円の修正増加、高額療養費制度関係の55億円の修正増加が行われ、地方交付税交付金の2,056億円の修正減少、予備費の2,500億円の修正減少により、総額で3,437億円の修正減少が行われた。一般会計予算の歳入については、これも一部野党の主張等を受け容れ、基礎控除の特例の創設による所得税の収入を6,210億円の修正減少としたほか、税外収入の2,793億円の修正増加、公債金の19億円の修正減少により、総額で3,437億円の修正減少が行われた。

このように、一般会計予算の歳出・歳入の総額について、ネット・ベースで3,437億円の修正減少という形での着地を図る予算の修正案が与党から再提出され、可決された背景には、一部野党側の主張等は受け容れつつも、その結果として安易な財政拡張に陥ってしまうことは何としても回避したい、との石破政権・与党側の財政再建路線堅持に向けての強い意向があったように見受けられる。

続いて審議が行われた参議院においては、

高額療養費制度の見直し全体の実施を見合わせ、本年秋までに改めて方針を検討し、決定することとされた。そこで、一般会計予算の歳出について、高額療養費制度関係の105億円の修正増加、その見合いで予備費を105億

円修正減少させ、一般会計の歳出・歳入の総額は衆議院での修正・可決段階から不变とする形での予算修正が与党から提出され、参議院で可決された。同修正案は衆議院に回付・同意され、2025年度当初予算は成立した。

(図表1) わが国の令和7年度予算の修正フレーム（衆議院修正+参議院修正後）

		(単位: 億円)	
歳出		歳入	
○いわゆる高校無償化関係	1,064	○税収	▲6,210
・全世帯を対象とする支援金の支給に 係る収入要件の事実上撤廃 等		・所得税の基礎控除の特例の創設	
○高額療養費関係	160	○税外収入	2,793
・見直し全体の実施の見合わせ		・独立行政法人納付金・基金返納金等 (※2)	
○地方交付税交付金	▲2,056		
・所得税収減に伴う法定率分の減 (※1)			
○予備費	▲2,605	○公債金	▲19
計	▲3,437	計	▲3,437

(※1) 交付税特別会計の出口ベースの地方交付税交付金は減額しない。

(※2) 預金保険機構や独立行政法人市再生機構からの納付金、ワクチン生産体制等緊急整備基金からの返納金など。

(※3) 社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置（R7年度63億円）のため、労働保険特別会計予算を修正。
交付税特別会計及び東日本大震災復興特別会計についても、所得税収の減に伴い所要の予算修正。

(資料) 財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/budget/budget_workflow/budget/fy2025/0001.pdf) .

民意が多様化した背景にはわが国のこれまでの経済運営

一国の民意の所在いかんは、国政選挙において、もっとも客観的な形で明らかになる。わが国においても、これまでの経緯を振り返れば、投票率が低下傾向をたどり、とりわけ若い世代の政治に対する無関心傾向が指摘されていた時期もあった。

ところが、近年は国民全体の投票行動は様相を異にし始めている。2012年末以降の自公連立政権が安定多数を確保していた時期とは異なり、2024年秋以降は“少数与党”状態が現実のものとなった。同時に野党の支持にも分散傾向がみられるなど、多様な民意が国政選挙結果に明確に表れるようになっている。

その背景には、わが国においても格差の拡

大傾向が著しく、インフレの進行も加わって、生活が苦しい、人生設計も思うに任せないという層が増えてきていることがあるように見受けられる。それも元をたどれば、わが国がこれまで雇用政策の面では非正規雇用の増大を容認すると同時に、安い円安志向といつても過言ではないマクロ経済政策を展開し、とりわけ第二次安倍政権以降は、他の主要国にはおよそみられない異例の規模で、中央銀行である日本銀行による“事実上の財政ファイナンス”を展開してきた点などを指摘できよう。

日銀は正常化に着手したといつても、現時点では実際にはほぼ“名ばかり”的な状態にとどまる。同行の資産規模の対名目GDP比がいつになつたら100%を切ることができるの

かすら、現時点では全く見通せない。他の主要中央銀行は、コロナ危機対応のオペレーションからの正常化を迅速かつ積極的に敢行してすでに久しく、各行の資産規模は日銀よりはるかに低い同 20~30%台にまで低下している。しかしながら、それでも彼らはなお危機感を失うことなく、資産縮小オペレーションを継続している。日銀とこれらの主要中央銀行との正常化に向けての姿勢の差はあまりにも大きい。その結果として表れる中央銀行としてのバランス・シートの規模や内容の差も、彼我で大きく乖離したままとなっている。加えて、超金融緩和状態の長期化は現実問題として、金融資産や不動産の価格を経済全体の実力以上に押し上げる方向に作用している可能性が高く、それが格差を一層拡大させている。そして、こうした中央銀行による“事実上の財政ファイナンス”状態の継続に安易に乗ずる形で、国の側も“放漫財政”状態を一向に正せないまま今日に至っている。インフレの進行や格差の拡大は、わが国の長年にわたるこうしたマクロ経済政策運営の弊害がついに顕現化したもの、と捉えることができよう。

国民の多様な声を国の予算編成に反映していくうえでのわが国の課題

大きく変化した国会の議席配分は、インフレや格差の拡大に苦しむ国民の民意が顕現化したものにほかならない。2025 年度当初予算の国会での審議プロセスにおいて、“国会修正”的形で野党の意見が一部採り入れられたことは、多様化する国民の意見を反映させるうえの一歩として、前向きに評価できよう。

一方、いくつもの課題が明らかになったのも事実であろう。

議院内閣制のもと、わが国においては予算の提出権限はもっぱら内閣に帰属する。予算

案提出後の国会での審議プロセスにおける

“国会修正”は、赤字国債の追加発行を要しない、この程度の内容が限界であったのも事実である。それ以上に踏み込んだ大幅な予算の組み直しを迫られた場合、予算案そのものを内閣が提出し直す“内閣修正”も制度上は可能であり、過去に実例もいくつか存在するものの、それでは予算の前年度内成立が危ぶまれ、現実的には極めて採りにくく選択肢であった。

なお、今回の国会での修正プロセスにおいては、一部の野党から、歳入減、ないし歳出増を意味する政策の実現を主張しつつ、そのために必要な財源を自分たちは明示せず、「財源は与党で考えてもらいたい」と無責任な要求を突きつける動きもみられた。

さらにいえば、わが国の財政運営は、現実問題として一段と危うさを増している状況にある。市場金利が上昇基調をたどるなかで、先行きの財政リスクが国内外の投資家に強く意識されるようになってきており、国債の市中消化が超長期債を中心に次第に困難になりつつあるのが現実だ。今回の国会での予算修正においては、石破政権・与党側が歳出・歳入の総額を何とか当初予算政府案の範囲内に収めた（正確には▲3,437 億円規模での減額修正）。しかしながら、そもそも当初予算政府案自体が、28.6 兆円規模での新規国債発行を前提とするもので、その点は衆参両院による予算修正を経ても不变であった。これほど財政事情が悪いにもかかわらず、未だに多額の新たな借金を積み増し続けようとする国の財政運営が果たしていつまで持ちこたえられるのか、予定した発行額での国債の消化をいつまで円滑に続けられるのかは定かではない。“少数与党”状態では、与党側は野党側の要求をのまざるを得ず、財政拡張的になりがちとなるのはやむを得ない、との見方もきかれる

が、それではこの国の財政運営は遠からぬ将来に本当にゆきづまり、取り返しのつかない事態を引き起こしてしまうこととなりかねない。

現状のままでは、そうなってしまいかねないのはなぜか。国民が、①このまま財政拡張政策を安易に続けてしまった末には一体どうなるのか、客観的な見通しを知らされていない、②財政再建の具体的な方策を知らない、財政制度そのものを理解できていない、詳細について知らされていないからではないか、と筆者は考える。

独立財政機関の必要性

こうした課題は、わが国に限らず、市場主義経済の下で民主主義をとる各国に共通する課題でもある。だからこそ、主要国では独立財政機関を設立する動きが相次ぐ。とりわけ、欧州債務危機で財政破綻の痛みを身をもって経験した欧州各国ではその動きが強まっている。

ただし、一口に“独立財政機関”と言っても、その果たす役割は国によってまちまちであるのが実態である。そこで以下では、独立財政機関として、主要先進国の中でも相対的に長い歴史を有し、上述の①財政の客観的な中長期見通しの提示と、②財政再建のオプション提示、という、国民向けに客観的な財政情報を提供する二つの役割を担っている米議会予算局（CBO：Congressional Budget Office）の例を参考事例として採り上げる。それを基に、わが国において民意の多様化が明確化するなか、かつ、議院内閣制のもとで、より多様な民意を反映しつつ、財政再建の道

筋を決して踏み外すことなく、確固たるものにしていくうえでは、どうしたらよいのかを考えたい。

CBOが担っている役割

米国では大統領制のもと、予算編成権は議会が有する。実際に成立まで漕ぎつけられるか否かは別ながら、与党であるか野党であるかを問わず、予算案を議会に提出することが可能である。実際に大統領と議会の勢力が“ねじれ”状態にあったもとで、議会で多数を占める野党側が予算案を提出して可決させた事例も存在する¹。議会での審議内容は、与党側のみならず野党側が提出する予算案や法案等についても、誰の負担が増えるのかといった点を含めて報道されている。わが国に比較すれば、予算審議はもちろん、世論も含めた議論もはるかに活発に行われているように見受けられる。

そのように活発な財政や予算に関する議論を支えているのがCBOである。CBOは、議会の予算査定能力や分析機能を強化する観点から1974年に議会主導で設立された²。CBOは独立財政機関として、共和党や民主党といった特定の党派に偏ることなく、超党派的な立場から分析を行うことを旨としている。CBO長官は政治的な意味での所属には無関係に、上下両院の議長によって任命されることが法定されている。CBOは300名近いスタッフを有するが、彼らもまた、博士号等の高度な学位を有する経済学者らを中心に、政治的な所属とは無関係に、専門的な能力のみに基づいて、CBO長官によって任命される。

CBOが分析を行って公表する資料は極め

¹ 例えば、2023年4月に、下院で、当時多数を握っていた共和党側が、民主党側とは異なる考え方で増税を行ったり歳出カットを行ったりする内容の予算を可決しているが、バイデン大統領が署名しなかったため成立していない。

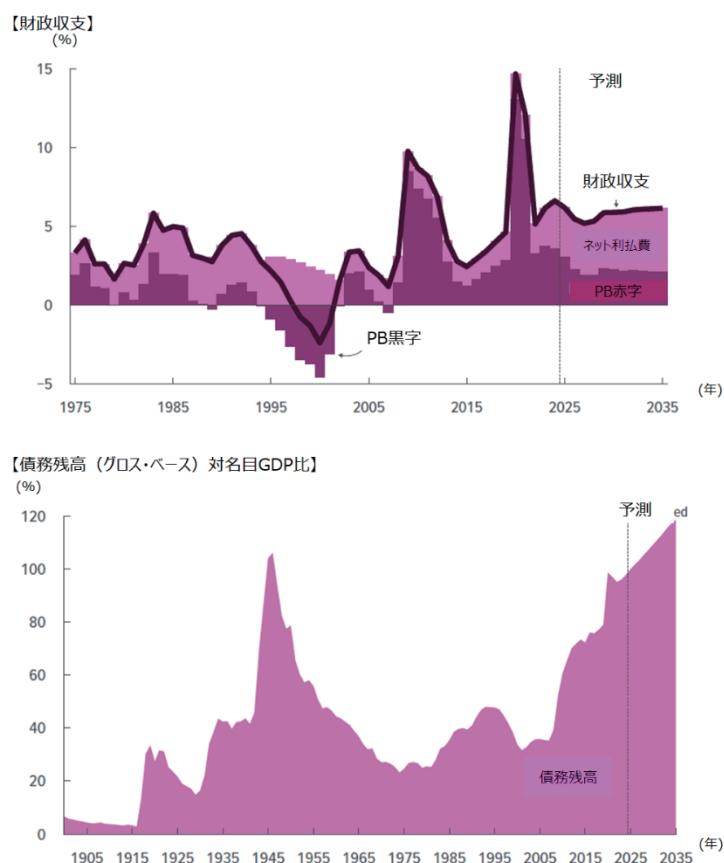
² 当時はニクソン大統領が、予算編成を大統領主導で行おうと企図しており、議会側はそれに反発していた。

て多岐にわたる。連邦政府の財政運営・経済見通しが定期的に公表されているほか、財政運営全体の長期見通しや、社会保障や国防等、分野を限定した政策運営の財政コスト等に関する長期見通しも公表されている。またCBOは、各議員が提出する法案のほぼすべてについてコスト見積もりの分析を行うことを法的に義務付けられており、日々、少なからぬ数の法案のコスト分析結果が公表されている。このほかCBOは隔年で、『財政赤字削減のためのオプション』と題する報告書も刊行し、義務的歳出、裁量的歳出、歳入のそれぞれについて、財政赤字を縮小させるうえで考えられる多数の選択肢を提示し、それぞれについて先行き10年間にどの程度の財政赤字削減効果が見込めるのかについて、年ごとの推計結果を提示している。

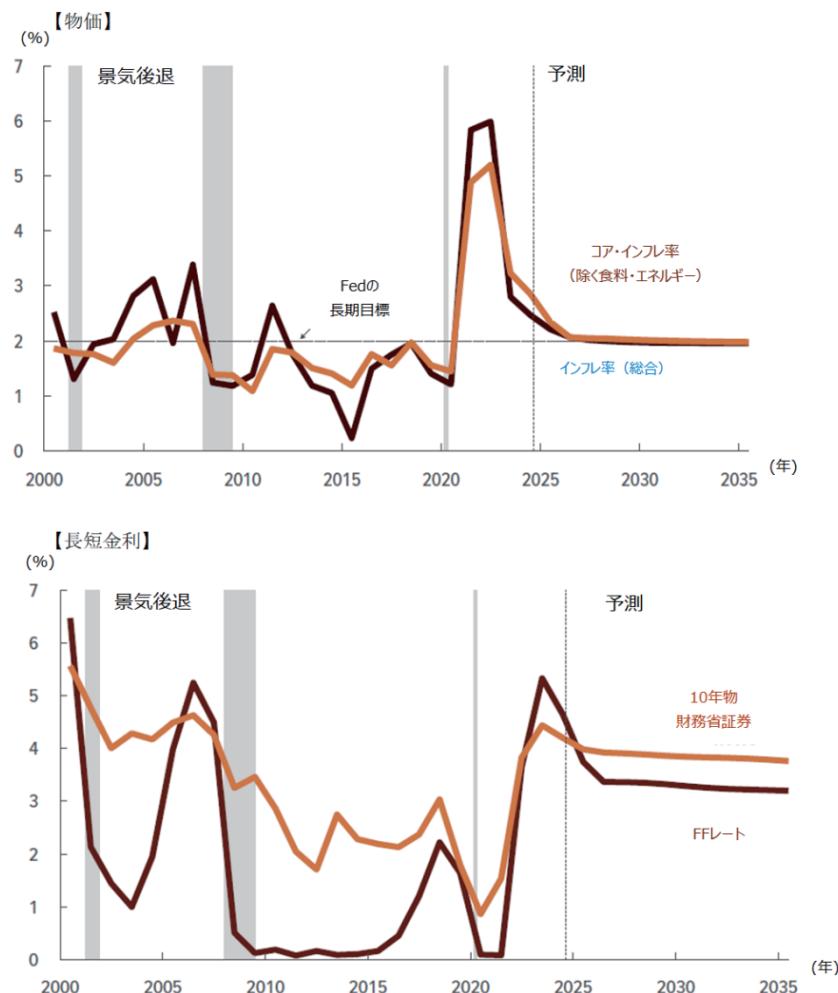
CBOが示す中長期の財政見通し

CBOによる連邦政府の財政運営の先行きの見通しは極めて厳しい(図表2)。コロナ危機で急増した連邦政府の債務残高(GDP比)は、今後もPB赤字のみならず、利払費がかかると続くことを主因に、第二次世界大戦直後を上回って史上最悪となった後もさらに膨張し続ける、との見通しが示されている。図表3はその前提を示したものである。米国の物価は今後2027年頃にかけて、中央銀行であるFed(連邦準備制度)が目標に掲げる2%に向けて収束していく一方、米国の長短市場金利は物価上昇率を上回る、一定の高止まり状態が続く、との前提が示されている。米国内にとどまらず、海外の市場関係者を含めて、CBOがこのように示す、米国の財政運営の客観的な先行き見通しに対する信頼は厚い。

(図表2) 米議会予算局(CBO)による米連邦政府の財政収支と債務残高(グロス・ベース)の規模(名目GDP比)の見通し



(図表3)米議会予算局(CBO)による米連邦政府の財政見通しの前提



(資料)CBO, *The Budget and Economic Outlook: 2025 to 2035*, January 17, 2025, p8を基に日本総合研究所作成。
 (注)CBOは例年、本中長期見通しを1月に公表した後、8月にアップデート版を公表しているが2025年に関しては8月のアップデート版は公表されていない。

CBOが示す『財政赤字削減のオプション』

CBOは下院および上院の予算委員会からの要請により、赤字を削減するうえであり得る政策の選択肢について、議員らが知見を得られるようにするために、予算オプションの一覧表を含む報告書を定期的に隔年で発行している。最新版は2024年12月発行版(*Options for Reducing the Deficit: 2025 to 2034*)で、そこでは連邦政府の予算の赤字を減少させるうえで歳出や歳入を変化させる76のオプションが示されている(図表4)。また、それぞれのオプションについて、例えばオプション45の「通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ」であれば図表5、オプション62

の「社会保障給与税の対象となる課税可能勤労所得の最高額の引き上げ」であれば図表6に示すような形で、今後10年間における赤字幅の削減効果の推計結果が示されている。オプションによっては、例えば図表6(オプション62)で示したように、政策運営変更のやり方に関して複数のアプローチが示され、そのそれについて、赤字幅の推計結果が示されているものもある。

CBOによれば、これらのオプションの着想は、様々な情報源からもたらされたものである、とされている。具体的には、議員による立法の提案、様々な行政当局からの予算の提案が基になっていたり、CBOのスタッフ

自身が考案したりしたオプションもあれば、議会スタッフ（CBOとは別のCRS<議会調査局>に関しては後述）による分析結果、連邦機関や民間グループ等による調査・研究結果等にヒントを得たオプションもある由である。なお、歳出に関するオプションの分析はCBOのスタッフが行っているものの、歳入に関するオプションの分析の殆どは、税制に関する両院合同委員会（the Joint Committee on Taxation）のスタッフが実施し、その一部にCBOのスタッフも関与している。

ちなみに、CBOは本報告書の巻末で、以下の点を明確に述べている（訳は筆者）。

- オプションは、優先順位のランク付けをする、ないしは、包括的なリストを提示する、というよりはむしろ、様々な可能性を反映することを企図したものである。
- 特定のオプションを含めたり除外したりすることは、CBOによって是認ないし拒否がなされたことを意味するものではない。
- 客観的で不偏不党の分析を提供するというCBOのマンデートに則り、本レポートは一切の勧告を行うものではない。

(図表4) 赤字削減のオプションから得られる節減額の推計値とその対象

オプション	オプションの項目	負担増／給付減となる対象	(10億ドル) 2025~2034年の 節減額
<義務的支出>			
1	穀物保険プログラムの補助金削減	農業者	47
2	ファニーメイとフレディマックの保証料の引き上げ(それらの適格ローン上限の引き下げ)	住宅ローン利用者	7~15
3	義務的支出で資金調達されるペル・グラント(連邦政府の返済不要の奨学金)の上乗せ分の停止	低所得の学部学生	44
4	メディケイドへの連邦支出への上限の設定	低所得層	459~893
5	ヘルスケア提供者に対する州税の制限	メディケイドのヘルスケア事業者	48~612
6	連邦政府のメディケイドのマッチング・レートの引き下げ	低所得層	69~861
7	メディケア・パートBに支払われるプレミアムの引き上げ	高齢者・障害者	510
8	メディケアの有利なインチマークの引き下げ	高齢者・障害者	489
9	連邦職員の福利厚生へのパワチャー・プランの採用および連邦政府の貢献分の伸びの引き下げ	連邦職員	14~16
10	生涯のTRICAREにおける登録手数料の導入	退役軍人	17
11	生涯のTRICAREにおける、最低現金支払いを所要とする制度の導入	退役軍人	32
12	メディケアとメディギャップ保険のコスト分担ルールの変更	高齢者・障害者	20~129
13	メディケアによる医療費のカバー範囲の削減	高齢者・障害者	17~54
14	教育病院の医学研究や生徒教育に対するメディケア支払いの統合と削減	教育プログラムを有する病院	94~103
15	健康リスクに対するメディケア優越プランに対する支払いの改変	高齢者・障害者	124~1,049
16	病院外来患者部門への支払いの削減	病院	6~157
17	340B病院によって配達される薬品への支払いの削減	公共健康サービス法340B条指定の病院	15~74
18	全米学校昼食・学校朝食における一定の食事、および小児・成人ケア食品プログラムへの補助金の停止	公立学校等に子どもを通わせる一定の所 得水準以上の家庭	14
19	高所得者向け社会保障給付の削減	高所得層	48~197
20	单一社会保障給付制度の確立	退職した障害労働者	283~607
21	社会保障の完全引退年齢の引き上げ	全市民	95
22	社会保障障害者保険への申請者に対する最近年における一層の勤労の要請	障害労働者	60
23	退役軍人省の障害補償の適格性への手段テストの導入	退役軍人	384
24	社会保障の完全引退年齢に達した障害のある退役軍人に対する、退役軍人省からの個別差業支払いの終了	障害のある退役軍人	14~61
25	社会保障の完全引退年齢を超過している退役軍人に対する、退役軍人省からの障害給付の削減	障害のある退役軍人	34
26	障害割付けの低い退役軍人を除外することによる、退役軍人省の障害補償の適格性の狭小化	障害のある退役軍人	11~59
27	社会保障およびその他の義務的プログラムのインテックス化に他のインフレ指標を採用	全市民	278
<裁量的支出>			
28	国防省の年間予算の削減	国防省および関連企業	959
29	軍事サービスメンバーに対する基本支払いの増加分への上限の設定	軍事サービスメンバー	22
30	一部の軍事職員を民間使用者に置き換え	軍事職員	17
31	フォードクラフス航空機キャリアの建設停止	海軍	15
32	長距離ストレンドオーナーの解約	国防関連企業	15
33	陸軍の将来長距離攻撃航空機の解約	陸軍	11
34	B-1Bの引退による戦闘機の戦力の規模の縮減	空軍	6
35	F-22の引退による戦闘機の戦力の規模の縮減	空軍	29
36	住宅基礎控除の平均住宅コスト(賃料および光熱費)の80%までの縮減	軍人	17
37	国際問題プログラムへの資金拠出の縮減	国際機関等	187
38	全米コミュニティ・サービス向け連邦資金拠出の停止	生活協同組合等	10
39	ペル・グラント(連邦政府の返済不要の奨学金)の適格性の強化	低所得の学部学生	22
40	グループ7および8に属する退役軍人のVA(退役軍人省)のメディカル・ケアの登録の廃止	退役軍人	60
41	連邦文民使用者支払いの年次横断的調整の縮減	文民使用者	77
42	選別された非国防費的支出の縮減	国防以外の歳出分野	339
43	州および地方政府向けの一定の補助金向けの資金拠出の縮減	州・地方政府	87
44	サービス・ペーコン法の廃止	同法下の建設プロジェクトの従事者	18
<歳入>			
45	通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ	全市民	570~1,185
46	個人の調整後グロス所得にかかる付加税の課税	富裕層の市民	1,051~1,440
47	長期キャピタル・ゲインおよび適格配当にかかる税率を2%ポイント引き上げ	全市民	103
48	世帯主の申し立て地位の停止ないしは改変	全市民	76~209
49	項目別税額控除の停止ないし制限	全市民	736~3,424
50	慈善贈与の控除の削減	富裕層の市民	324~348
51	死亡時移転資産に対する税制の変更	相続人	197~536
52	新適格民間活動債の税控除の停止	州政府・地方政府	43
53	ネット投資所得税の課税ベースを、S企業や有限パートナーシップにおけるアクティバな参加者の収入を包含する形で拡大	全市民	420
54	経営利益を通常の所得として課税	投資ファンド(プライベート・エクイティ・ファンド、不動産ファンド、ヘッジ・ファンド等)	13
55	退役軍人省の障害支払いを課税可能な所得のなかに包含	退役軍人	235
56	雇用ベースの健康給付に対する税補助金を縮減	雇用者(企業)	521~965
57	税優遇の退職計画における年次拠出分さらに制限	納税者	187
58	教育費用への一定の税優遇を停止	高等教育在学生	130
59	勤労所得税額控除における投資所得の上限を引き下げ、子ども税額控除の返戻可能部分の上限を引き上げ	低・中所得層	11
60	勤労所得税額控除における子ども税額控除を申請した人に対して、雇用を得るうえで有効な社会保障番号を取得することを要件に	不法就労者	28
61	新たな給与税の課税	被用者、自営業者	1,282~2,540
62	社会保障給与税の対象となる課税可能勤労所得の最高額の引き上げ	雇用者、被用者、自営業者	728~1,427
63	州および地方政府の新規雇用者を包含すべく社会保障を拡大	社会保障給与税未納の州政府・地方政府職員	149
64	企業所得税率を1%ポイント引き上げ(21%~22%)	企業	136
65	合衆国企業の全との海外所得について、規程上の完全な企業税率(法人税率)で課税	企業	340
66	在庫の特定における“後入れ先出し”アプローチの廃止、および在庫評価における“低価法(原価と市場価格のより低い方)”および“準正常財”手法の廃止	企業	104
67	広告費用の半分を、5年以上ないし10年かけて償却することを要件に	企業	83~177
68	低所得層の住宅税控除の廃止	低所得層	69
69	アルコール飲料の増税	全市民	88~102
70	たばこ製品に関する物品税の引き上げ	全市民	51
71	自動車燃料に関する物品税の引き上げ、およびインフレ連動のインテックス化	自動車ドライバー	212
72	5%の付加価値税の課税	全市民	2,180~3,380
73	温室効果ガスの排出に対する課税	温室効果ガス排出企業	645~919
74	金融取引課税	金融取引を行う個人、企業	297
75	市民権および移民サービスおよび税関と国境警備に課される一定の手数料を20%引き上げ	移民	16
76	連邦被雇用者の退職システムに対する連邦文民被雇用者の拠出分の引き上げ	連邦文民被雇用者	40

(資料) Congressional Budget Office, *Options for reducing the Deficit: 2025 to 2034*, pp2~3を基に日本総合研究所作成。

(注)「負担増／給付減となる対象」は本資料の記述に基づき日本総合研究所が判断したもので未定稿。

(図表5) CBOのオプション45「通常の収入にかかる個人所得税率の引き上げ」に関する推計結果

方策	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	(10億ドル)	
											合計	2025～2029
通常の所得にかかる全ての税率を1%ポイント引き上げ	▲ 82.3	▲ 106.3	▲ 106.4	▲ 111.7	▲ 116.5	▲ 121.5	▲ 126.8	▲ 132.4	▲ 137.9	▲ 143.5	▲ 523.2	▲ 1,185.3
4つの最高所得階層の通常の所得にかかる税率を2%ポイント引き上げ	▲ 45.1	▲ 53.0	▲ 50.7	▲ 53.3	▲ 55.1	▲ 57.2	▲ 59.7	▲ 62.4	▲ 65.0	▲ 67.9	▲ 257.2	▲ 569.5

(資料) Congressional Budget Office, *Options for reducing the Deficit: 2025 to 2034*, p55を基に日本総合研究所作成。

(データ出所) 税制に関する両院合同委員会スタッフ。

(原資料注) 本オプションは2025年1月に開始（引用者注：を想定）。

(図表6) CBOのオプション62「社会保障給与税の対象となる課税可能勤労所得の最高額の引き上げ」に関する推計結果

方策	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	(10億ドル)	
											合計	2025～2029
勤労所得の課税可能な割合を90%に引き上げ (a)	▲ 22.5	▲ 72.3	▲ 73.9	▲ 75.3	▲ 77.0	▲ 78.9	▲ 80.2	▲ 81.4	▲ 82.5	▲ 83.6	▲ 321.0	▲ 727.6
25万ドルを超える勤労所得を給与税の対象に	▲ 35.7	▲ 122.0	▲ 129.4	▲ 136.7	▲ 143.7	▲ 152.5	▲ 161.7	▲ 171.5	▲ 181.5	▲ 192.0	▲ 567.5	▲ 1,426.8

(資料) Congressional Budget Office, *Options for reducing the Deficit: 2025 to 2034*, p73を基に日本総合研究所作成。

(データ出所) 税制に関する両院合同委員会スタッフ。

(原資料注) 本オプションは2025年1月に開始（引用者注：を想定）。

所得と給与税の減少を反映するための相殺分は、本表の推計に適用されている。

本オプションは、社会保障給与税からの歳入（オフ・ペシエット）を増加させることになる。その増加分の一部は個々の所得税歳入（オン・ペシエット）の減少によって部分的に相殺される。

(原資料注a) 推計には社会保障給付の追加的な支払い向けの歳出の増額分が含まれるが、それらはオフ・ペシエットに分類される。

財政論議が低調なわが国の実態

わが国では、長年にわたり“世界最悪”的な財政事情にありながら、財政運営や具体的な予算運営に関する議論は長年低調な状態が継続してきた。その実態は、次のようなものではなかったか。

独立財政機関が存在しないがゆえ、公的部門による客観的な中長期財政見通しが存在せず、国民は危機感を覚えることがあまりない。加えて国民は、財政再建のために具体的にはどのような選択肢があるのか、という知見をおよそ持ち合わせておらず、知らされてもいない。わが国の場合、そもそも制度運営の詳細や実態についても知らされておらず、理解もできていない点が多々ある。そのため、財政状況は“世界最悪”で、財政再建が必要とはわかっていても、そのためには短絡的に「消費税率引き上げしかない」と考えてしまう。そして、「消費税率の引き上げは、とりわけ弱者の負担増になってしまうからできない」と

なり、そこで、「とりあえず赤字国債を増発してしのいで済ませてしまおう。後の世代に付け回しをしてしまうが、当面、財政運営に何も起こらなければよいだろう」と長い年月を過ごしてしまったのではないだろうか。

わが国の現状①—中長期の財政見通し

わが国の財政論議をめぐる課題の現実を、具体的にみてみよう。

まず、わが国には独立財政機関は今のところ存在せず、政府部門からは内閣府がおよそ半年に一度、定期的に中長期の経済・財政見通しを策定し公表している。

図表7は、その直近の2025年8月公表分である。見通しの対象の最終年度である2034年度の国・地方の公債等残高GDP比は「成長移行ケース」で173.6%にまで低下する、また「過去投影ケース」でも同202.0%と、足許（2024年度実績見込みは201.3%）との対比でほぼ横ばいで推移する、との楽観的な見通

しが、これまでに公表してきた中長期見通しを基本的に踏襲する形で示されている。これはあたかも、「経済成長すれば、特段の緊縮努力などしなくとも財政再建は自ずと達成される。低成長にとどまるとしても、財政事情が特段悪化するわけではない」と言っているように見受けられる。

内閣府の試算で、特段の財政再建策を講じないのに基礎的財政収支(PB)が改善する、いわば“バラ色”的見通しが示されている理由は、試算の経済前提の設定(図表8)にある。そのポイントは次の3点である。

① 名目経済成長率の水準

前提とする名目経済成長率を高く設定すればするほど、それについて税収も伸びると見込まれるため、財政収支は改善する。

② 名目経済成長率と金利の関係

国内外の過去の経験を振り返れば、市場メカニズムが健全に機能しているもとでは、「名目経済成長率が金利を下回る」局面が実際に

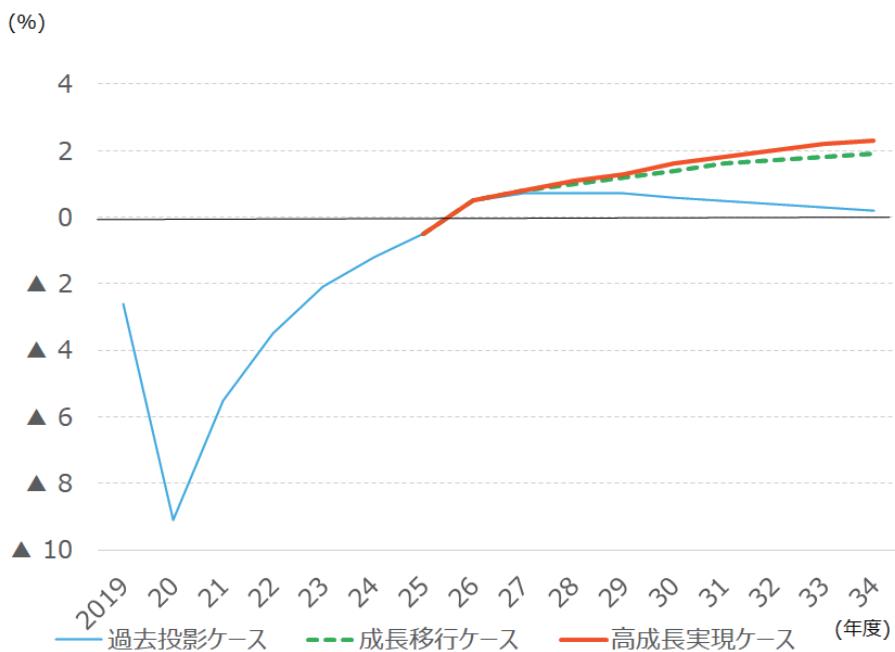
多く、通常の姿と考えられている。もっとも、これに反して「名目経済成長率が金利を上回る」という前提を設定してしまえば、ごく単純化すると、利払費よりも税収の伸びの方が相対的に高くなるため、財政収支は改善する。

③ 金利と物価上昇率の関係

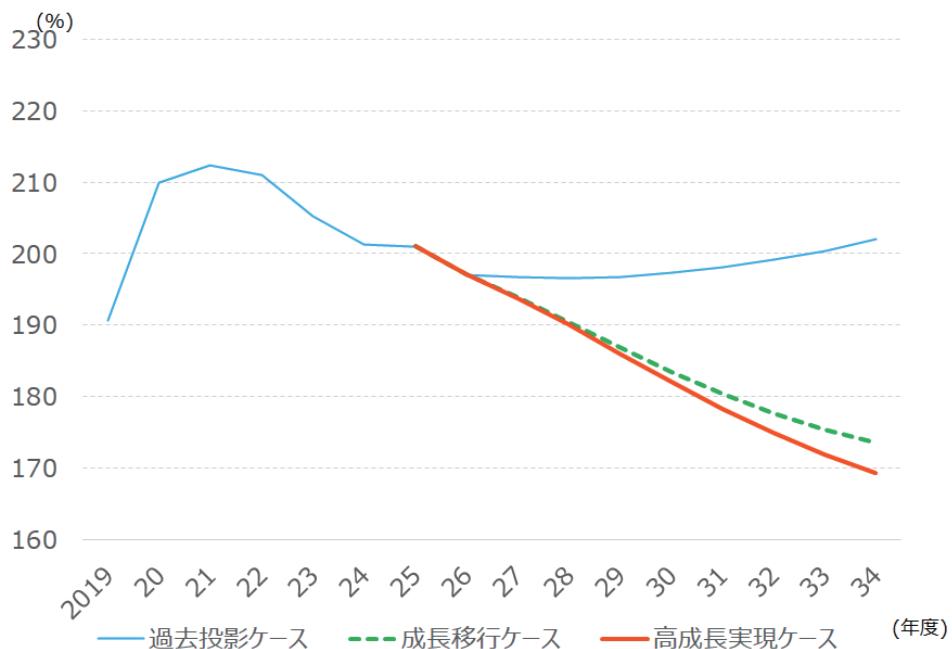
市場メカニズムが健全に機能している経済では、「金利は物価上昇率を上回る」のが通常である。それは、物価上昇率(正確には予想インフレ率)が金利の一部を構成する要素である(図表9)ことによる。ゆえに、「金利は物価上昇率を上回る」のが、古今東西をみても通常で、さらに長期金利は短期金利の積み重ねであることからすれば、長期の金利になればなるほど、「金利は物価上昇率を上回る」となるのが当然といえる。にもかかわらず、「長期金利=物価上昇率」、ないしは「長期金利<物価上昇率」などという前提を置いてしまえば、いかに高インフレが進行しようとも、利払費は増えずに済むことになる。

(図表7) 内閣府経済財政試算（2025年8月）における、国と地方の基礎的財政収支と公債等残高の見通し（対名目GDP比）

【基礎的財政収支（PB）】



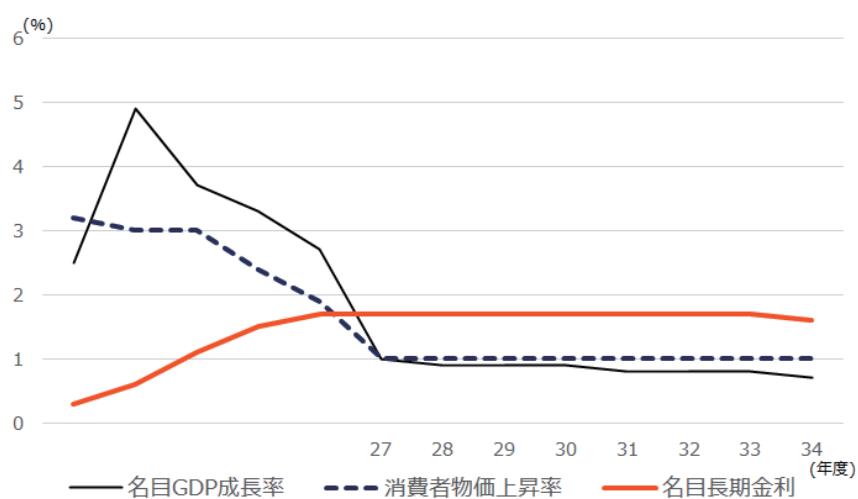
【公債等残高】



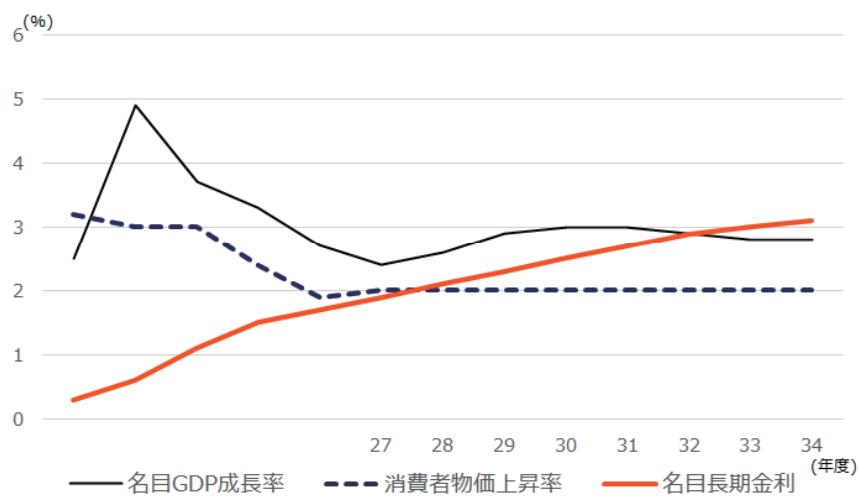
(資料) 内閣府『中長期の経済財政に関する試算』(各年版)を基に日本総合研究所作成。

(図表8) 内閣府経済・財政見通し（2025年8月）におけるわが国の名目経済成長率、物価上昇率、長期金利の前提

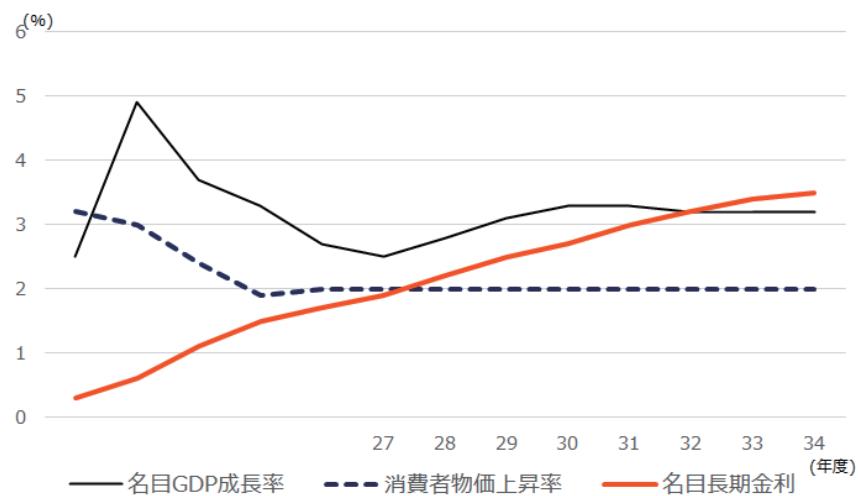
【過去投影ケース】



【成長移行ケース】

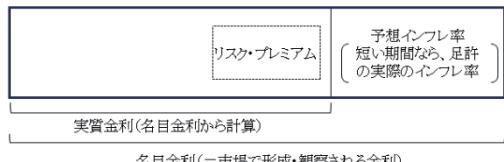


【高成長実現ケース】



(資料) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和7年8月7日経済財政諮問会議提出）を基に日本総合研究所作成。

(図表9) 金利の構造(概念図)



(資料)日本総合研究所作成。

ところが、内閣府が採用している前提をグラフ化した前掲図表8から明らかなのは、内閣府が長期金利の前提値を、経済成長率との比較でも、そして物価上昇率との比較でも、随分と低めに設定している、という点である。名目長期金利が名目GDP成長率を追い抜くのは、①過去投影ケースでは2027年以降、②成長移行ケースや③高成長実現ケースに至っては2032年以降である。物価上昇率との関係も然りで、名目長期金利が消費者物価上昇率を追い抜くのは、①過去投影ケースでは2026年以降、②成長移行ケースや高成長実現ケースでは2028年以降とされている。要するに、短期金利ではなく、長期金利が物価上昇率に満たない低水準で推移するという、世界の市場主義経済圏において当然の経済メカニズムやこれまで観察されてきた経験からすれば、不自然極まりない前提が設定されている。とりわけ、目立ちやすい目先数年間の名目経済成長率や消費者物価上昇率については、利払費が増えずに済むように恣意的な前提が設定されているといつても過言ではなかろう。なぜ、そのような前提とするのか。増税にせよ歳出削減にせよ、痛みを伴う話を国民に対して切り出したくない政府に配慮して、まともな財政再建策を講じずに当座をやり過ごすことに“お墨付き”を与えるためではないか、とも推測できよう。

さらに、内閣府の名目経済成長率の設定水準の高さも問題含みといえる。前掲図表8から明らかなように、内閣府は、物価上昇率は高くなつたとしてもせいぜいこの先も2%程

度で収まる状態が継続すると楽観視しつつ、名目経済成長率を高めに設定している。これはすなわち、実質経済成長率をかなり高めに設定していることを意味する。一国の「実質経済成長率」とは、短～中期的な景気変動要因を除外して考えれば、長期的には当該国「潜在成長率」に等しくなる筋合いのもので、ヒト（労働投入量）、カネ（資本投入量）、技術革新力（全要素生産性）という3つの要因によって決定される。わが国の場合、「ヒト」要因（労働投入量）は、人口減少傾向にあるため、この先潜在成長率を押し上げる方向に寄与することがおよそ期待できないことは誰の目にも明らかである。移民を積極的に受け入れる気運は乏しく、押し上げ要因としては、女性や高齢者の労働参加率をどれだけ引き上げられるか、くらいしかないことからすれば、「ヒト」要因が潜在成長率を押し下げる方向に作用することをどこまでくい止められるか、というのがわが国の現実的な課題といえよう。

ところが内閣府は、この3要素のうちの「ヒト」以外の要因、とりわけ全要素生産性（いわゆる「技術革新力」要因）を高めに見積もり、試算の前提となる潜在成長率を高めに設定している。一国の技術革新力を決定する大きな要因であるわが国の研究開発力が、国際的に低下していると言われるようになって久しい今日、ほんの目先の数年後から、それほど高い技術革新力を簡単に回復できるものなのか、疑問の念が拭えない。また、「ヒト」要因に関しても、試算の対象期間である2033年度まで、厳しい人口減少トレンドが続くであろうことは事実上確定しているため、労働参加率を高めに設定することで、何とか潜在成長率を高めに設定しようとしているように見受けられる。内閣府がここまでして潜在成長率＝実質経済成長率の見通しを高く設定した

いのは、それが税収の伸びにつながり、財政運営全体が好転するとの試算結果を導きやすくなるからとも推察できる。

内閣府によるこうした試算の前提の設定は、先述の米CBOの前提の設定（前掲図表3）とは極めて対照的である。米CBOでは、高インフレが継続してきた物価に関しては2027年頃から、中央銀行である米連邦準備制度（Fed）が長期的な目標としている2%程度に収束していくと想定しているが、それと同時にFedの短期の政策金利（FFレート）は3%台央、10年物財務省証券（国債）金利は4%程度で推移する、との前提が設定されている。短期金利は物価上昇率を上回るレベルに設定されて金融引き締めが継続されるもとで、物価は前年比2%程度で推移すると想定され、長期金利はこうした短期金利水準をさらに上回る状態が継続すると想定されている。

いずれも、市場主義経済圏における道理にかない、米国のみならず市場主義経済体制にある各国の過去の経験に照らして違和感のない前提となっている。CBOの中長期財政試算では先述のように厳しい結果（図表2）が示されているのは、何よりもこうした現実に即し、市場主義経済圏の国として理に適った中立的な前提が採用されることによる。

ひるがえってわが国では、内閣府によるこうした前提の設定には、独立財政機関ではなく、政府の一部門が試算を行って公表する中長期の経済・財政見通しの限界がさまざまと表れているといえよう。こうした、“実力度外視”、“現実度外視”の前提に基づく経済・財政見通しは、これまでの内閣府の経済財政試算が何度も繰り返してきたように、今回の試算もまた“絵に描いた餅”に終わる可能性が高いといえよう。そして何よりも問題なのは、国民の財政に対する危機意識が一向に高まらず、国会における財政再建に向けた本格的な

議論、具体的な議論が一向に深まらない結果につながってしまうことであるといえよう。

高市政権は、わが国の従前の国と地方の基礎的財政収支の黒字化目標を取り下げ、2026年初に内閣府が示す中長期の経済財政試算の結果をみたうえで、新たな財政再建目標を指示する意向を示している。その際に内閣府が示す中長期の経済財政見通しが、いかなる内容の

経済前提に基づくものであるのかを注視する必要があるといえよう。

わが国の現状②—国民は政策運営の実態を知らず、選択肢も持ち合わせず

わが国では、国民が、財政再建のために具体的にどのような選択肢があるのかについておよそ知見を持ち合わせていないばかりでなく、そもそも、各分野の政策運営の枠組みがどうなっているのか、実態はどのようなものになっているのか、およそ知らされていない点が多々ある。その背景には、いわゆる“既得権益層”を擁護するために、あえて一般の国民には実態がわかりにくいようにされていたものもあるのではないか。

例えば、今年は2年に一度の診療報酬の改定の議論が行われる年に当たる。物価高のなか、医療業界からは「赤字病院が増大」などと、診療報酬の引き上げを求める“大合唱”が起こっている。しかしながら、医療機関の経営実態が本当のところはどうなっているのかはほとんど報じられることもなく、私たち国民が目にする機会はほとんどない。

診療報酬改定に合わせて、中央社会保険医療協議会は「医療経済実態調査」を隔年で実施している。本稿執筆時点では最新である2023年実施分の厚生労働省ホームページでの公表資料をみると、一般診療所（いわゆる“開業医”）の医業・介護費用のうち、給与費

が最大の構成比（約 51%）を占め、医薬品費（13%）や水道光熱費（1%強）等を大きく上回る（図表 10）。職種別の給与水準（年収）

（図表10）わが国的一般診療所（全体）における医療・介護費用の内訳

医療・介護費用（2022年度）	（千円、%）	
	金額	構成比
給与費	75,175	51.3
医薬品費	18,997	13.0
材料費	6,434	4.4
給食用材料費	331	0.2
委託費	7,717	5.3
給食委託費	541	0.4
人材委託費	1,068	0.7
紹介手数料	83	0.1
減価償却費	6,415	4.4
建物減価償却費	1,456	1.0
医療機器減価償却費	2,140	1.5
その他の医業・介護費用	31,465	21.5
設備機器費借料	2,119	1.4
医療機器費借料	1,301	0.9
水道光熱費	2,165	1.5
計	146,533	100.0

（資料）中央社会保険医療協議会『第24回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告 一令和5年実施』2023年11月、p27を基に日本総合研究所作成。

他方、わが国の特別職国家公務員の給与水準（年収）をみると、内閣総理大臣は 4,061 万円、国務大臣は 2,961 万円、内閣官房副長官や副大臣は 2,841 万円である。公務員に準ずる立場にある日銀総裁は 3,607 万円、同副総裁は 2,851 万円という具合だ。これは多数の開業医が、全国平均でみても、副大臣や日銀副総裁クラスに近い高報酬を得ていることを意味する。それでは診療報酬が膨張するのには自明の理だ。

しかも、医療経済実態調査は悉皆調査ではなく、一般診療所の抽出率はわずか 15 分の 1 にとどまる。中央社会保険医療協議会がどのような一般診療所を調査の対象に選定しているのかは定かではないが、眞の意味での開業医の年収の全国平均は、この調査結果よりもさらに高い可能性も否定できない。そうした開業医の家庭では、年間学費が 1 千万円超の私大医学部に子弟を苦も無く進学させられるのも、さもありなんだろう。その出どころは診療報酬だ。国民が、経済的に余裕のない層も含めて負担している社会保険料や受診時の

をみると、医師は 1,114 万円、看護職員は 400 万円であるのに対して、院長は 2,631 万円と圧倒的に高い（図表 11）。

（図表11）わが国的一般診療所（全体）における職種別の年収水準（2022年度）

職種	平均給与年（度）額	賞与	計
院長	26,095,443	217,863	26,313,306
医師	10,698,566	436,548	11,135,115
薬剤師	6,439,153	809,800	7,248,953
看護職員	3,330,544	666,921	3,997,465
看護補助職員	2,204,942	379,922	2,584,864
医療技術員	3,531,025	664,359	4,195,384
事務職員	2,659,001	489,695	3,148,697
その他職員	2,583,142	372,888	2,956,030
役員	5,202,637	29,159	5,231,797

（資料）中央社会保険医療協議会『第24回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告 一令和5年実施』2023年11月、p556を基に日本総合研究所作成。

窓口負担、そして納めた租税なのだ。世の中全体として賃上げ促進が叫ばれるなか、一般診療所の看護職員や医療技術員らの報酬をもっと引き上げるべきことは論をまたない。診療報酬改定の議論はいつも、「全体として〇% のプラス改定／マイナス改定」で終わってしまいがちだが、院長（開業医）の高報酬はこのままよいのか。これでは、まるで診療報酬が“格差の増幅装置”として機能してしまっているのではないか。

このほか、一般病院の職種別の給与水準をみると、医師（いわゆる“勤務医”）の年収の平均は全体で 1,461 万円と、病院の開設者別でみた差はあまりないが、院長は別だ。国立の病院は 1,908 万円、公立は 2,088 万円にとどまるのに、医療法人の病院長は 3,021 万円である。それで“赤字で大変だ”と言われても多くの国民の共感は得られまい。

市場主義メカニズムのもと、高価格の事業に顧客がついてくるのであれば、高報酬を得るのは自由だ。しかし診療報酬は、市場主義経済体制下では例外的な公定価格である。に

もかかわらず、開業医らの高報酬問題に関する議論はこれまで事実上タブー視されてきたのが実態だろう。

もし、わが国にも米CBOのような独立財政機関があれば、診療報酬の配分方式の抜本的な見直しを実施した場合の、一般会計の社会保障費、ひいては国全体の財政赤字の縮減幅の試算結果が示されるのではないか。わが国では「高齢化の進展で社会保障費は増える一方になるのはやむを得ない」との論調が根強いが、本当のところ、要因は高齢化ばかりでもないことが明らかになり、財政再建を前進させるうえでの新たな選択肢が生まれることになるだろう。

国民が詳細を知らされていないもう一つの例として、「租税特別措置」(通称“租特”)がある(図表12)。国税である法人税にせよ、所得税にせよ、また地方税である固定資産税なども含めて、負担する税額は誰もが一律の税率をかけられるのみで決まるものでもない。法人税であれば、中小企業はこの租特を適用する形で法人税率が引き下げられているほか、大企業でも図表12に示すような“研究開発目的での設備投資の促進”といった一定の要件を満たせば、その分の法人税額が軽減されることになっている。図表12から明らかなように、この租特による税の減免額は相当なもの

だ。しかしながら、この租特は透明性をはなはだ欠いており、実際にはどこの企業がどれだけこの租特の恩恵で法人税を軽減されたのかは、明らかにされていないことが殆どだ。先述の診療報酬の配分の問題とともに、こうした問題がこれまで放置されてきた背景には、昨今、問題となっている企業・団体献金の問題も影響しているであろうことは否めないだろう。

また、個人の所得税の関係でも、住宅ローンの特別控除等の形で、この租特の恩恵を受けている人は少なくない。住宅ローンを組んで持ち家を取得するのか、それとも賃貸の形で住居を確保するのか、個人の自由ではあるが、前者をこれほどまでに優遇するのは果たして本当に公平といえるのであろうか。

このように考えていけば、わが国においても財政再建に向けた選択肢は多々あるはずだ。図表13は歳出について、その一例をまとめたものだ。とりわけ社会保障分野について、これほどの歳出カットは当事者にとってあまりにもむごい、とてもできない、という判断になるのであれば、その分の追加の歳入増で賄えるように、経済的な余裕のある誰かが負担するしかない。図表14は歳入面における選択肢の一例である。

(図表12) 租税特別措置による減収額試算

(単位: 億円程度)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
法人税関係	1. 研究開発投資の促進(研究開発税制)	▲ 6,660	▲ 6,216	▲ 5,574	▲ 5,053	▲ 6,527
	2. 設備投資等の事業用資産の取得の促進	▲ 2,817	▲ 2,208	▲ 2,192	▲ 2,154	▲ 1,725
	3. 中小企業の活性化	▲ 3,337	▲ 3,546	▲ 3,506	▲ 3,131	▲ 3,471
	4. 所得拡大・雇用の促進(賃上げ促進税制)	▲ 3,853	▲ 3,528	▲ 2,290	▲ 1,651	▲ 2,430
	5. その他(投資法人に係る課税の特例等)	▲ 3,592	▲ 3,731	▲ 4,243	▲ 3,819	▲ 4,796
小計		▲ 20,259	▲ 19,228	▲ 17,805	▲ 15,808	▲ 18,949
所得税関係(住宅ローンの特別控除等)		▲ 20,210	▲ 17,600	▲ 18,790	▲ 18,170	▲ 18,060
その他(石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等、地価税の課税の停止等)		▲ 28,810	▲ 29,870	▲ 30,000	▲ 30,160	▲ 30,070
合計		▲ 69,279	▲ 66,698	▲ 66,595	▲ 64,138	▲ 67,079
						▲ 71,105

(資料) 河村小百合・藤井亮二『持続不可能な財政再建のための選択肢』講談社、2025年1月、図表4-1-2 (p204)。

(原資料) 参議院予算委員会調査室編『財政関係資料集』等より作成

(原資料注) 「その他」には、揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例による税の加重分等も含む。

(図表13) 財政再建の選択肢の例【歳出】

項目	一般会計計上額 (2024年度当初ベース)	改革の内容	カットした場合の影響	負担増(受益減)となるのは誰か
医療	13.7兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費全体の公費投入額13.7兆円: ▲3割カット=▲4.1兆円 ・後期高齢者制度以外の公費投入額5.0兆円: ▲3割カット=▲1.5兆円 ・後期高齢者制度の公費投入額0.6兆円: ▲3割カット=▲2.6兆円 ・診療所の院長の給与を▲1割カット (3,000万円→2,700万円)=▲3,000億円 ・残業の削減、庶業薬剤の見直しで▲1兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料引き上げだけで筋あうとすると (1) 後期高齢者医療制度以外は自己負担3割→4割 (2) 後期高齢者制度は自己負担1割→2.7割負担 ・保険料を維持したままでは、医療従事者の離職、医療機関の経営破綻 ・医療費の削減 ・薬剤の効率的使用 	全国民
介護	5.1兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・公費投入額5.1兆円: ▲3割カット=▲1.5兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料(1.3倍) ・2021年度では (1) 第1号保険料: 6,014円→7,818円 (2) 第2号保険料: 6,216円→8,081円 ・2040年度には (1) 第1号保険料: 9,200円→11,960円 (2) 第2号保険料: 8,900円→11,570円 	40歳以上の者
年金	13.4兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・公費投入額13.4兆円: ▲3割カット=▲4.0兆円 	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付額(月額)の削減 (1) 国民年金: 68,000円→47,600円 (2) 厚生年金: 115,242円→94,842円 ・年金保険料(月額)の引き上げ(年金給付額は維持) (1) 国民年金: 17,000円→22,100円 (2) 厚生年金: 54,900円→71,370円 	全国民
地方財政	地方交付税 17.8兆円 (注*4)	<ul style="list-style-type: none"> ・交付税総額17.8兆円: ▲3割カット=▲5.3兆円 ・地方交付税制度の改革 ・「標準財政需要額」の減額 ・現行の配分通りであれば、ほぼ「人口:面積=2:1」の加重平均見合いで、各都道府県ごとに減額 ・「標準財政収入額」の改革 ・法人事業税を全額、地方税から外して国税化し、全額を地方交付税の財源に充当 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都以外の各道府県における行政サービスの低下 	東京都以外の道府県
	国庫補助金 24.5兆円 (注*5)	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助金24.5兆円: ▲3割カット=▲7.3兆円 	公立小中学校の教員の給与カット、社会保険給付(医療、介護、障害者、生活保護受給者、公立小中学校の教員等)	全住民、障害者、生活保護受給者、公立小中学校の教員等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の住民税控除を廃止 	+7,000億円の税収回復	ふるさと納税の利用者

(資料) 河村小百合・藤井亮二『持続不可能な財政・再建のための選択肢』講談社、2025年1月、図表5-2 (pp264~265)。

(原資料注*4) 本表における地方交付税は、各都道府県分にそれぞれの市町村分を含める形で想定している。

(原資料注*5) 本表における国庫補助金は、社会保障、教育等の他分野の計上額と重複する形で計上されていることに注意。

(図表14) わが国の財政再建の選択肢の例【歳入】

税目	一般会計決算額 (2023年度、(注*1))	改革の内容	財政収支の改善幅の目安 (注*2)	負担増(受益減)となるのは誰か (□は受益増)
消費税	23.1兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・1%ポイント引き上げごとに ・5%ポイント引き上げて(消費税率10%→15%) ・10%ポイント引き上げて(消費税率10%→20%) ・給付付き税額控除導入(消費税率20%、食料の軽減税率10%の場合、年間収入5分位の階級1の世帯に対して消費税負担分を全額還付するのに必要な金額) 	<ul style="list-style-type: none"> +2.5兆円 +12.5兆円 +25.0兆円 ▲3.2兆円 	全国民 【低所得層】
法人税	15.9兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・法人向けの租税特別措置(中小企業減税等を含む) <ul style="list-style-type: none"> (1) 全廃の場合 (2) 3分の1程度を廃止した場合 ・累進課税率(所得に応じて5%~45%の5段階税率とした場合) ・宗教法人の課税対象となる収益事業の判断基準の厳格化 	<ul style="list-style-type: none"> +2.3兆円 +0.7兆円 +11.4兆円弱 n.a. 	租税に該当する黒字企業(中小企業を含む3分の1の租税に該当する黒字企業) 高収益企業 宗教法人
所得税	22.1兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・個人向けの租税特別措置 <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅ローン減税の租税を廃止 (2) 年金控除の租税を廃止 (3) 確定申告を要しない配当所得の租税を廃止 ・税率の累進度合いを強化(累進税率を各5%ポイント引き上げ) ・金融所得課税 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税率を20.315%から30.315%へ10%ポイント引き上げ (2) 金融所得を、給与所得や不動産所得などの所得と合わせて総合課税化 ・政治資金の課税対象化 <ul style="list-style-type: none"> (1) 寄附 (2) 政治資金バーティー ・開業医の税制優遇の廃止(概算経費の廃止) 	<ul style="list-style-type: none"> +0.8兆円 +0.2兆円 +0.5兆円 +4.5兆円 (給与所得税額12兆円の場合) +0.5兆円 +4兆円 +60億円 +15億円 +450億円 	住宅ローン利用者 年金受給者 高所得層 すべての給与所得者 すべての金融資産保有者 高所得層 政治家 開業医
相続税・贈与税	3.6兆円	<ul style="list-style-type: none"> ・相続税 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税率を5%ポイント引き上げ (2) 小規模宅地の相続税についての租税廃止 ・贈与税 <ul style="list-style-type: none"> (1) 税率を5%ポイント引き上げ (2) 教育資金、結婚・子育て資金の特例を廃止 	<ul style="list-style-type: none"> +0.6兆円 +0.2兆円 +630億円 +162億円 	高額資産を所有する者の相続人 小規模宅地の被相続人 高所得層
固定資産税・都市計画税(地方税、(注*3))	0.7兆円 (2022年度収入額ベース)	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の廃止 <ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道関係 (2) 船舶関係 (3) 航空機関係 (4) 新規住宅・長期優良住宅関係 (5) その他 ・宗教法人の固定資産への課税 	<ul style="list-style-type: none"> +0.2兆円 +245億円 +146億円 +133億円 +1,357億円 +346億円 +0.6兆円 	鉄道事業者等 船舶所有者等 航空事業者等 新規住宅所有者等 中小事業者等 宗教法人

(資料) 河村小百合・藤井亮二『持続不可能な財政・再建のための選択肢』講談社、2025年1月、図表5-2 (pp262~263)。

(原資料注*1) 一般会計決算額(2023年度)は財務省「今和15年度租税及び印紙収入決算額調」(2024年7月31日)による。

(原資料注*2) 財政収支の改善幅について、基準となる年(度)は必ずしも統一されていない。

(原資料注*3) 固定資産税・都市計画税は、地方税(市町村税)ではあるが収税規模が大きく、国税にはない不動産に関する資産課税でもあり、同収税の増減は地方交付税制度を通じて国の一括りの側の交付税負担にも影響を及ぼすため、本表でもとり上げることとした。

民意の多様化と財政再建の両立に向けての わが国の課題

民意の多様化が国政選挙結果に反映されるようになった今日は、見方を変えれば、財政再建への取り組みを促進させるチャンスともなり得る。既存の政治構造のもとでは見過ごされてきた、ないしは、タブー視されてきた問題、あえて一般国民の眼には触れないようになっていた問題を国政の場でとり上げて、制度の改革や財政再建につなげる機会ともなり得るからだ。既存の制度はいじらずに短絡的に最初から負担増を求めるのではなく、その前に不公平を正す形で制度や政策運営の改革を進めることは、財政運営の持続可能性を高めることにつながる。

そのためにも、わが国でも米CBOのような機能を果たす独立財政機関の設立が望まれる。与野党を問わず、各議員が国会での法案審議や予算審議に必要な客観的な情報や試算結果入手できるようにすることが必要だ。わが国の本年度当初予算審議からも明らかになったように、野党側の声を反映するにも“国会修正”ではできることに限りがある。毎年の予算審議の場のみではなく、もっと前広に、与野党が幅広くかかわる形で、それらの基礎情報を基に、各分野の改革に関する議論を進め、多様化する国民の声をもっと国政の運営や予算運営に反映させられるようにしていくことが必要だろう。

ちなみに米国では、連邦議会にCBOのほか、議会調査局（C R S： Congressional Research Service）も存在する。議員立法等に必要な試算等は、各議員の事務所スタッフだけでは手に余ることが少なくなく、その支援をC R Sの専門的なスタッフが実施している。かつてはC R Sの試算結果は公表されることはなかったが、近年では、要請した議員事務所側が公表に同意した場合には、C R S

のレポートについても対外公表されるようになっている。わが国でも衆参両院に事務局（調査室等）が設けられているが、その態勢は米国に比較すれば圧倒的に小さく、今後は増強が求められよう。

民意の多様化を反映に、“少数与党”状態となった今こそ、様々な国民の声を公平に反映しつつ、財政運営の持続可能性を高めるために、民主主義市民社会を持続させていくうえでの客観的な財政情報の提供という財政インフラを構築し強化することが求められているといえよう。